

設置しましたか？「住宅用火災警報器」

消防法や火災予防条例により、すべての住宅に設置が義務づけられています。

※住宅には、共同住宅や併用住宅なども含まれます。

住宅用火災警報器とは？

- 火災による煙又は熱を感知し、火災の発生を「ピーッ」という警報音や「火事です！火事です！」などの音声で知らせてくれます。
耳の不自由な方には、光を発するなど音以外の方法で知らせるものもあります。
- 電源は、電池や家庭用コンセントから取る方式があります。
- 天井・壁にネジで固定するものやフックで壁に掛けるものなど、簡便に取り付けることができます。

煙式



熱式

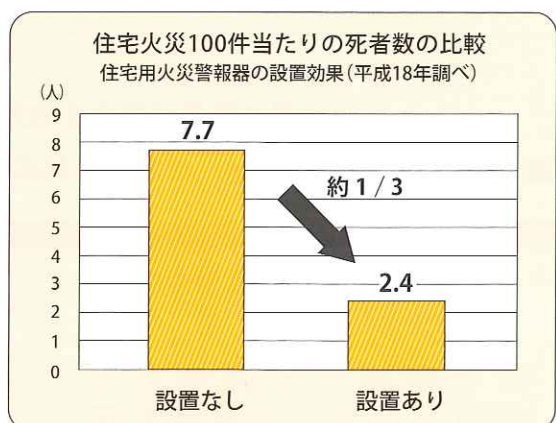
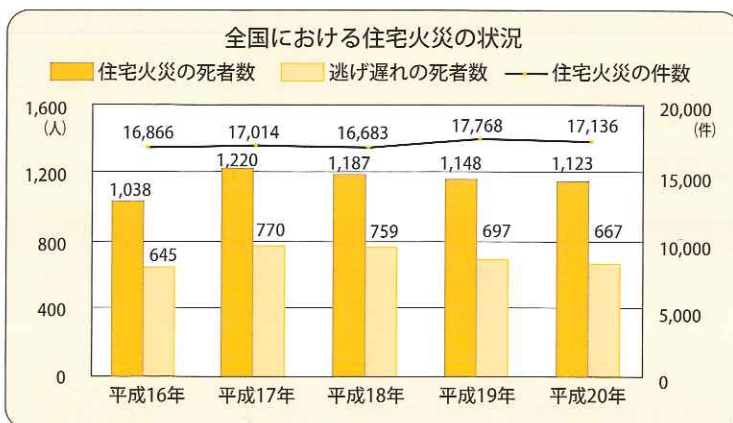


いつまでに？

- 新築の住宅は、平成18年6月1日から設置が義務づけられています。
- 今お住まいの住宅は、平成23年5月31日まで に設置することとされています。

なぜ必要なの？

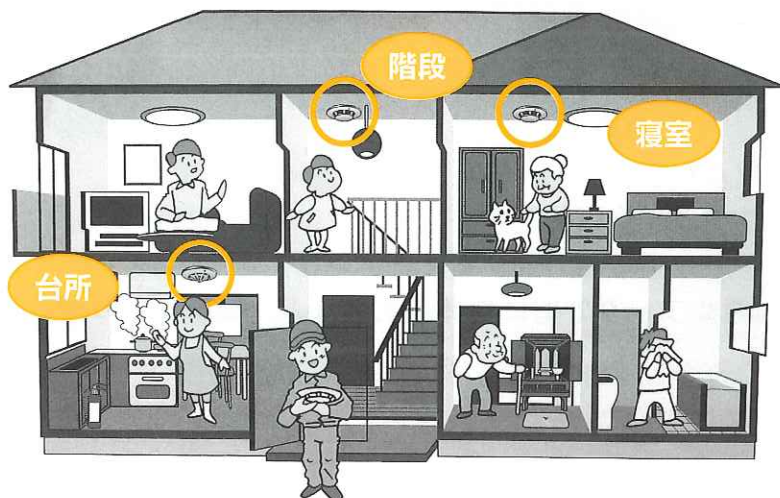
- 火災に早く気づくことが被害を最小限に抑えることになります。
平成20年中に住宅火災で亡くなった人のうち、6割以上の方が「逃げ遅れ」により命を落としています。
- 住宅用火災警報器を設置していれば ……………
「逃げ遅れ」が多い理由として、夜間就寝中に火災が発生している例が多いことも要因となっています。



住宅のどこに？

- 設置が義務づけられているのは、「寝室」と1階以外に寝室がある場合の「階段」です。
- 住宅用火災警報器を設置する場合は、「寝室」や「階段」には「煙式」が義務づけられています。
※設置義務はありませんが、「台所」等の火を使用するところにも、防火安全上、設置が望まれます。

取付場所の例



取付方法や取付位置などの詳細は、取扱説明書に記載されていますので、よく読んで正しい位置に設置してください。

※スプリンクラーや自動火災報知設備等が設置されている場合は、設置が免除されます。詳しくは、最寄りの消防署にお問い合わせください。

どんな効果が？

※多くの奏功事例が報告されています。

- 2階・寝室で眠っていたところ、階段に設置していた住宅用火災警報器の「火事です！」の音で目覚め、1階・居間のストーブから出火して黒煙が充満しているのを発見、直ちに119番通報するとともに、家族全員が避難した。
- 寝たばこをして就寝中、住宅用火災警報器が作動したので確認したところ、布団から煙が出ていたため慌てて風呂場の浴槽に布団を浸し、大事には至らなかった。

どこで買えばいいの？

- 消防・防災用品やガス機器の取扱店、電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。
国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の鑑定に合格した製品には、右の「鑑定マーク」が付いていますので、このマークがあるものを選びましょう。

※消防署では、取扱店の紹介を行っていません。

- 購入の目安として、1個4,000円～13,000円程度のものが一般的です。
- 悪質販売に注意しましょう！
 - ・ 訪問販売や電話勧誘などで規定の性能を有しない製品を売りつけたり、市場価格より高額で販売するケース
 - ・ 「消防署から来た。」などと言って訪れたり、「全部の部屋に必要だ。」などと偽って販売するケース

※消防署や職員が販売を依頼したり、直接販売することはありません。

- 婦人消防協力隊では、今年度も共同購入事業を実施しますので、ご利用ください。



※ホームセンターや家電量販店などから購入した方で、消防署に設置の届出をしていない方は、盛岡中央消防署岩手分署（☎62-2109）まで、設置の届出をするようお願いします。

岩手町婦人消防協力隊
盛岡中央消防署岩手分署

岩手町消防団
岩手町役場 総務課 地域安全係（☎62-2111 内208）